

**指定短期入所生活介護
ショートステイやまゆり
重要事項説明書**

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(群馬県指定 第1072600883号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 職員の配置状況.....	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
5. 身元保証人及び連帯保証人について.....	7
6. 苦情の受付について.....	7

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 春風会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県吾妻郡中之条町大字折田 2515番地 |
| (3) 電話番号 | 0279(75)6517 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 田村 りい子 |
| (5) 設立年月 | 平成10年6月30日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定短期入所生活介護事業所・平成20年4月1日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成20年4月1日指定
群馬県1072600883号
※当事業所は特別養護老人ホームやまゆり荘に併設されています。 |
|------------|--|

- (2) 事業所の目的 要支援・要介護認定を受けた方が一時的に入所され、介護を受けられる施設です。
- (3) 事業所の名称 ショートステイやまゆり
- (4) 事業所の所在地 群馬県吾妻郡中之条町大字折田 2515番地
- (5) 電話番号 0279 (75) 6517
- (6) 事業所長(管理者)氏名 下前 剛次
- (7) 当事業所の運営方針 「春風接人 秋霜自肅」

春風のような暖かさとやさしさを持って人に接し
秋の霜のように厳しく自らの行動をただす

- (8) 開設年月 平成11年4月1日

- (9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～土 8時30分～17時30分

- (10) 利用定員 20人

- (11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	20室	トイレは居室の外にあります
計	20室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴室	1室	リフト浴

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1(兼務)	1名
2. 生活相談員	1(兼務)	1名
3. 介護職員	7	7名
4. 看護職員	1	1名
5. 機能訓練指導員	1(兼務)	1名
6. 医師	(1)	必要数
7. 栄養士	1(兼務)	1名

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	毎週木曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:30～16:30 1名 日中： 8:30～17:30 1名 9:30～18:30 1名 13:30～22:30 1名 夜間： 22:30～ 8:30 1名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8:30～17:30 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、一定以上所得者は8割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事（但し、食費は介護保険給付対象外となりますので別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 8:00～ 昼食：12:00～ 夕食：17:30～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員の指導により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその残存機能を維持するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑥その他の介護給付サービス加算によるサービス

(その他介護給付サービス加算)

	加 算	加算条件
A	機能訓練体制加算	機能訓練の職務に従事する職員を配置している場合の加算
B	サービス提供体制加算 (Ⅲ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合の加算
C	看護体制加算(Ⅱ)	看護職員常勤換算で1以上いる 24時間連絡できる体制確保している (※介護予防は算定はありません)
D	送迎加算	利用者の心身の状態、家族の事情により送迎を行った場合の加算
E	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」の一本化を行う

＜サービス利用料金(1日あたり)＞(契約書第5条参照)

下記の料金表(1割負担の場合)によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、負担割合に応じて異なります。)

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,510円	要支援 2 5,610円	要介護 1 6,030円	要介護 2 6,720円	要介護 3 7,450円	要介護 4 8,150円	要介護 5 8,840円
2. うち、介護保険から 給付される金額	4,059円	5,049円	5,427円	6,048円	6,705円	7,335円	7,956円
3. サービス利用に係る 自己負担額(1-2)	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料と調理に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(その他の介護給付サービス加算)

A. 機能訓練体制加算	¥ 12
B. サービス提供体制加算Ⅲ	¥ 6
C. 看護体制加算Ⅱ（要介護1～5の方のみ）	¥ 8
D. 送迎加算（片道につき）	¥ 184
E. 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護報酬の 14.0%

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供（食費）

ご契約者に提供する食事の材料と調理にかかる費用です。

料金：１日あたり 1, 445 円（朝食 481 円、昼・夕食 482 円）

②居室の提供（滞在費）

ご契約者に提供する居室料と光熱水費にかかる費用です。

料金：１日あたり 1, 231 円

ただし、①・②は所得に応じて負担限度額が設けられています。

	負担限度額				基準費用額
	第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	
食費	300円／日	600円／日	1000円／日	1300円／日	1,445円／日
滞在費（従来型個室）	380円／日	480円／日	880円／日	880円／日	1,231円／日

③理髪・美容

[理髪・美容サービス]

月に１回、理容師または美容師の出張による理髪サービス（調髪、洗髪）をご利用いただけます。

料金：実質をいただきます。

④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚につき 50 円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる実費相当額を負担していただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、ご説明いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 口座振替（G-NET 代金回収サービス）

※群馬県内に本店を置く参加金融機関（群馬銀行、東和銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、ゆうちょ銀行）および中央労働金庫の指定口座より代金を回収できるサービスです。

イ. 指定口座への振り込み

北群馬信用金庫 中之条支店 普通預金 0119376

ウ. 現金（おつりのないようご準備ください）

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

(5) 事故発生時の対応

○事故が発生した場合又は事故に至る可能性が生じた場合、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策についての研修を従業者に対し定期的に行います。

○事故発生防止の為に委員会及び従業者に対する研修を定期的に行います。

○ご契約者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該ご契約者の家族、当該ご契約者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

○前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。

○ご契約者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

5. 身元保証人及び連帯保証人について（契約書第7条、第8条参照）

- 1) 事業所に対する経済的責務（極度額50万円を限度とする。）
- 2) 身元保証人及び連帯保証人は本契約から生じる利用者の責務を負担するものとします。
- 3) 利用料金の支払いを2ヶ月分滞納した場合、事業所は連帯保証人に滞納の事実を通知し、対処を求めるものとします。
- 4) 連帯保証人は身元保証人が兼ねる事ができます。

6. 苦情の受付について（契約書第11条参照）

（1）当事業所における受付窓口、苦情処理の体制及び手順

1) 受付窓口

苦情受付担当者・・・ ショートステイやまゆり相談員 篠原 恵子

2) 苦情処理の体制

① 苦情解決責任者・・・ 施設長 下前 剛次

② あんしん介護相談員・・・ 吉澤 幸一

（第三者委員2名） 雨宮 蘭子

3) 苦情の受付

- ・ 苦情は、面接・電話・書面などにより苦情受付担当者が随時受付を行う。
- ・ あんしん介護相談員は、毎月1回施設に訪問し苦情・悩みの相談・話し相手となり、直接苦情を申し出ることができます。

4) 苦情の受付の報告・確認

- ・ 苦情受付担当者が受け付けた苦情を、苦情解決責任者とあんしん介護相談員に報告する。
- ・ あんしん介護相談員は内容を確認し、苦情を申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

5) 苦情解決のための話し合い

- ・ 苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努める。
- ・ その際苦情申し出人は、あんしん介護相談員の助言や立ち会いを求めることができる。

なお、あんしん介護相談員の立ち会いによる話し合いは、次により行う。

ア あんしん介護相談員による苦情内容の確認

イ あんしん介護相談員による解決案の調整・助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(2) 行政機関その他苦情受付機関

中之条町役場 町民生活課 介護保険係	所在地：群馬県吾妻郡中之条町大字中之条1091 電話番号：0279(75)2111 FAX：0279(75)6525 受付時間：8：30～17：15
東吾妻町役場	所在地：群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1019 電話番号：0279(68)2111 FAX：0279(68)4900
高山村役場	所在地：群馬県吾妻郡高山村大字中山2856-1 電話番号：0279(63)2111 FAX：0279(63)2768
*その他、所在地の役場内の介護保険を担当している係でも受け付けます。	
群馬県国民健康保険団体 連合会	所在地：群馬県前橋市元総社町 335-8 電話番号：027(290)1323 直通 受付時間：9：00～17：00

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上1階
- (2) 建物の延べ床面積 600.21㎡(1部屋面積 13.11㎡×20部屋)

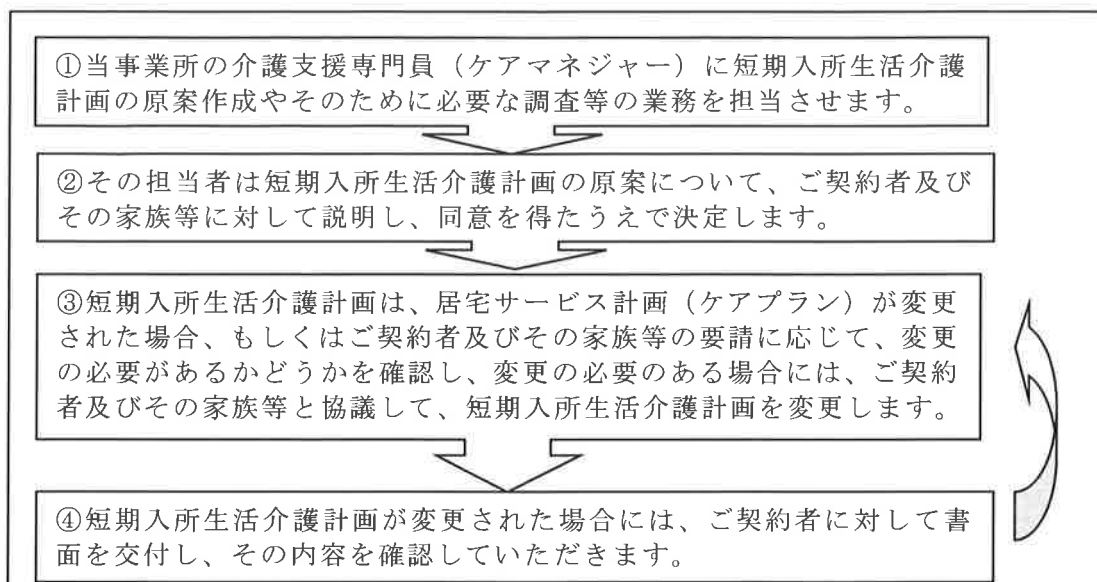
2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

生活相談員…	ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 1名の生活指導員を配置しています。
介護職員…	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等 を行います。3名の利用者に対して1名の介護・看護職員を配置して います。
看護職員…	主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上 の介護、介助等も行います。
医師…	ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 1名の嘱託医師を配置しています。

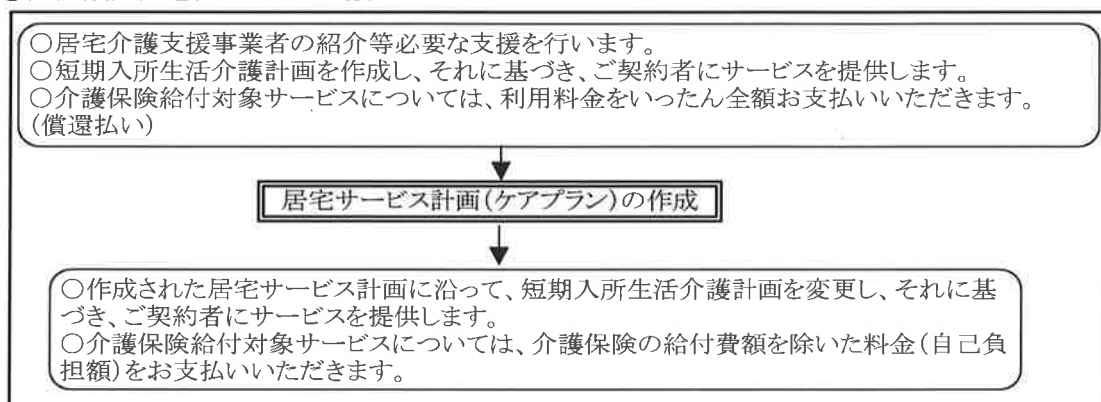
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

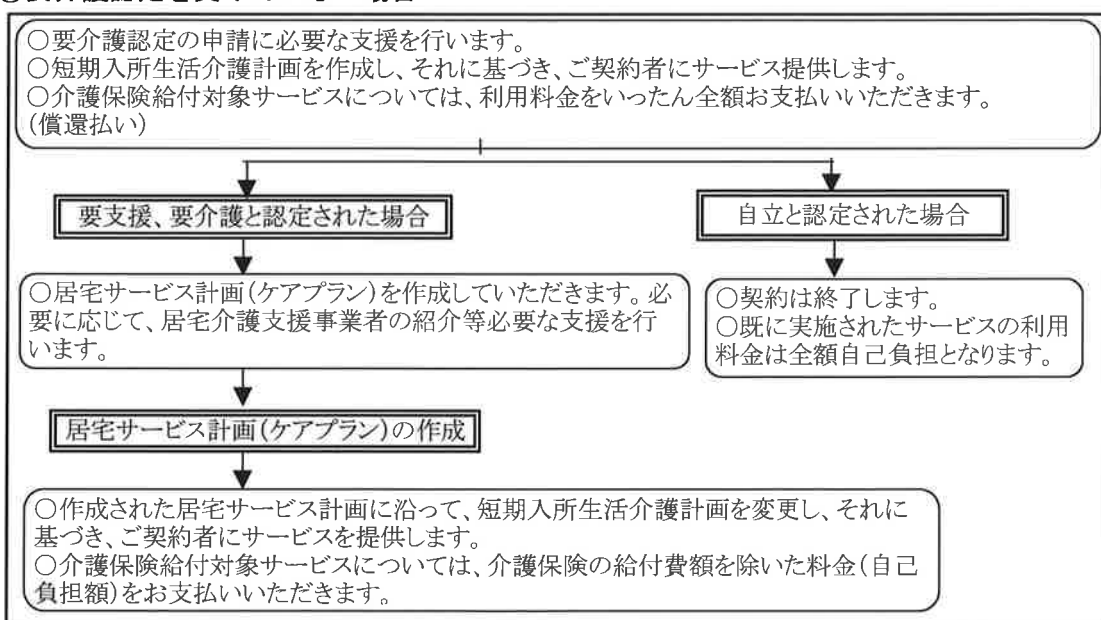


（２）ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し5年間保管するとともにご契約者又は代理人の開示請求がある場合には、速やかに閲覧できるよう配慮し、請求があれば複写物を交付します。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥個人情報「個人情報保護の指針」に従い情報の管理に努めます。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限＊

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

＊生活用品・介護用品等

（2）面会

面会時間 9：00～17：00

※訪問者は、必ずその都度面会簿を記入し職員へ届け出てください。

※食べ物・飲み物を持ち込む場合は職員へご相談してください。

※感染症の時期は面会を制限する事があります

（3）施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	田島病院
所在地	群馬県吾妻郡中之条町大字中之条 1 7 8 2
電話番号	0 2 7 9 (7 5) 3 3 5 0
診療科	内科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	川越歯科クリニック
所在地	群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町 9 5 4 - 2
電話番号	0 2 7 9 (7 5) 3 1 3 1

6. 損害賠償について（契約書第 10 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更と同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第 6 条参照)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① ご契約者が死亡した場合 ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合 |
|--|

- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第６条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第６条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。